

令和 5 年 度

武豊町健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

武 豊 町 監 査 委 員

武 監 発 第 7 号
令和6年8月 9日

武豊町長 粉 山 芳 輝 様

武豊町監査委員 小 山 茂 三
同 石 原 壽 朗

令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおり意見を提出する。

令和5年度武豊町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2 審査の期間

令和6年7月29日（月）

第3 審査の方法

審査に当たっては、町長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか主眼を置き、必要に応じて関係職員からの説明聴取を受け審査した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

第5 審査の概要

1 健全化判断比率

（単位：％）

区 分	令和5年度比率	早期健全化基準	財政再生基準
実 質 赤 字 比 率	－	12.99	20.00
連結実質赤字比率	－	17.99	30.00
実質公債費比率	0.1	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	3.8	350.0	

（1）実質赤字比率について

令和5年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であったため、表示されない。

（2）連結実質赤字比率について

令和5年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であったため、表示されない。

（3）実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は、0.1%となっているが早期健全化基準の25.0%を下回っている。

（4）将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、3.8%となっているが早期健全化基準を下

回っている。

2 資金不足比率について

会 計 名	令和5年度 資金不足比率	経営健全化基準	備 考
水 道 事 業 会 計	－	20.0	
下 水 道 事 業 会 計	－		

(1) 水道事業会計

令和5年度の資金不足比率は、流動資産が、企業債を除く流動負債を上回っているため算定されない。

(2) 下水道事業会計

令和5年度の資金不足比率は、流動資産が、企業債を除く流動負債を上回っているため算定されない。